

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書は、奈良県くらし創造部協働推進課において縦覧に供します。

平成二十六年七月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人パシフィカ・ルネサンス

三 代表者の氏名

長岡 拓也

四 主たる事務所の所在地

橿原市北妙法寺町二番地の一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、オセアニア島嶼国において伝統文化、歴史、文化遺産の記録、調査、教育に関する事業を行い、島嶼国住民が自分達の伝統文化を復興・再生することに寄与することを目的とする。また日本とオセアニア島嶼国の文化交流や友好関係を促進することを旨とする。